

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託仕様書

1 業務の名称

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

アルコール（酒類）については、その伝統と文化が私たちの生活に深く浸透し、生活に潤いと豊かさを与えるものとなっているが、同時に不適切な飲酒（多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊産婦の飲酒等）はアルコール依存症をはじめとした心身の健康障害（以下「アルコール健康障害」という。）をもたらすだけでなく、その家族や社会に対して深刻な影響や重大な問題を生じさせる危険性が高い。

また、競馬などの公営競技やぱちんこ等についても、我が国では多くの方が健全に楽しんでいる現状がある一方で、これらの行為にのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障を生じる状態（以下「ギャンブル等依存症」という。）となることで、家族の日常生活に支障を及ぼすとともに重大な社会問題を生じさせる危険性が高い。

アルコール健康障害やギャンブル等依存症は「誰もがなり得る病気」であるが、これらの問題に苦しむ方は、自身が病気であるという認識を持ちにくく、また、適切な治療や支援により自身の病気と正しく向き合いながら社会的な回復を維持していくことが可能であると十分に理解されていないため、その多くが必要な治療や支援を受けられていない。

鳥取県では、平成26年6月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行後、平成28年3月に全国に先駆けて「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」を策定。令和3年4月からは新たに薬物・ギャンブル等への依存に関する対策を加えた「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」として改定し、依存症対策の充実を図ることとしている。

当該計画に基づき、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症やこれらに関連して生じる問題（飲酒運転、暴力、虐待、自死など）について県民に広く周知し、県民の関心と理解を深めるため、実施する。

実施業務は、フォーラムの開催と依存症問題啓発広報ブースの出展である。フォーラムでは、著名人や有識者のトークショー、講演等を通じて依存症について正しい知識や理解を深めることが目的である。依存症問題啓発広報ブースでは、ショッピングモールで啓発広報活動や相談ブースの出展、各種依存症の依存度チェック等を行い、より多くの県民の方に関心を持っていただくことを目的とする。

4 フォーラムの概要

(1) フォーラム名

「アルコール健康障害とギャンブル等依存症を考えるフォーラム」（以下「フォーラム」という。）

(2) フォーラムの内容

- ア オープニング
- イ 依存症にまつわる著名人のトークショー等
- ウ 有識者による基調講演
- エ 県内のアルコール依存症当事者や家族による体験談発表
- オ 県内のギャンブル等依存症当事者や家族による体験談発表
- カ その他、受注者が提案する内容

(3) 開催日時

令和6年11月23日(土) 午前10時から午後5時までの間の3時間程度
(予備日: 令和6年11月24日(日))

(4) 開催場所(発注者側で仮予約済)

- ・ 県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
- ・ 客席数 487席(うち車イス用3席)

会場
ホール
ホール控室(1・2)
小研修室(和室1・2)
小研修室(4)
ロビー・ホワイエ

5 依存症問題啓発広報ブースの出展の概要

(1) 依存症問題啓発広報ブース名

「もしかして依存症? 依存症問題啓発広報ブース」(以下「ブース」という。)

(2) ブース出展の内容

- ア 依存症啓発パネルの展示(アルコール健康障害等、各種依存症に関連するパネル)
- イ アルコール健康障がい等、各種依存症の依存度チェックコーナーの設置
- ウ 相談ブースの設置(相談対応者は、依存症拠点機関の渡辺病院から相談支援コーディネーターの派遣を想定)
- エ 依存症フォーラムのチラシ配布または、啓発リーフレットの配布

(3) 開催日時

令和6年11月中下旬。フォーラム開催に合わせて、その前後で実施する。

(4) 開催場所

- ・ パープルタウン(倉吉市山根557-1)
- ・ イオンモール日吉津(西伯郡日吉津村日吉津1160-1)

6 本業務の内容

(1) 4のフォーラム開催についての業務

ア フォーラムの内容及び準備運営に関する業務

(ア) フォーラムの内容について必須とする事項

a オープニング

b 依存症にまつわる著名人によるトークショー

依存症にまつわる著名人によるトークショー出演者については、8に記載のある要件を全て満たす者とする。

c 有識者による基調講演

有識者による基調講演の出演者については、9に記載のある必要条件を全て満たす者とする。

d 県内のアルコール依存症当事者や家族による体験談発表

e 県内のギャンブル等依存症当事者や家族による体験談発表

(イ) 上記ア以外のフォーラムの内容

著名人及び有識者等の有識者によるパネルディスカッション、相談の実施等、県民のアルコール健康障害及びギャンブル等依存症に関する関心、理解を深められるものについて、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領7の企画提案書により提出すること。

イ 企画・運営に関する業務

- (ア) 出演者への謝金・交通費等の支払
- (イ) 会場使用に係る経費の支払
- (ウ) その他、必要な費用の支払
- (エ) 司会者によるイベントの進行管理
- (オ) その他イベント企画・運営に関する業務全般

ウ 会場の設営・撤去に関する業務

会場のレイアウト及び会場設営・撤去に係る一切の業務（備品の借り上げも含む。）を行う。

- (ア) 全体装飾
- (イ) 各種看板、受付、案内所
- (ウ) 障がい者等に配慮した会場設営
 - ・手話通訳及び要約筆記等の配置
 - ・託児室の設置及び託児スタッフの配置等
- (エ) 清掃及び会場の現状回復、ごみ収集・処分
- (オ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、感染防止対策を行うこと
- (カ) その他会場の設営全般

エ 来場者に関する業務

- (ア) 駐車場の確保、場外整理
- (イ) 会場内の来場者誘導
- (ウ) 来場者の安全確保及び危機管理
- (エ) 来場者に対するアンケートの実施及び集計業務
- (オ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、手指消毒等の感染防止対策を行うこと

オ 広報に関する業務

- (ア) フォーラム開催を周知するためのチラシ及びポスターの作成及び関係機関等への配架
- (イ) 県内全域を対象とする新聞広告（2段1／2以上）を1回以上行うこと
- (ウ) 県内全域を対象とする新聞への折込チラシを1回以上行うこと
- (エ) フォーラム開催地の周辺自治体広報誌への広告掲載

カ 諸物品の作成・調達に関する業務

- (ア) 運営マニュアルの作成
- (イ) スタッフ証（名札）の作成及び配布

(ウ) 進行台本、来場者配布資料の作成

(エ) その他必要な諸物品の作成及び調達

キ フォーラム会場のメイン及びサブタイトルの作成に係る業務

サブタイトルは「アルコール健康障害とギャンブル等依存症を考えるフォーラム in 鳥取」とする

(2) 5のブース出展についての業務

ア ブース出展の内容及び準備運営に関する業務

ブース出展の内容について必須とする事項

(ア) 依存症啓発パネルの展示（アルコール健康障害等、各種依存症に関連するパネル）

(イ) アルコール健康障害等、各種依存症の依存度チェックコーナーの設置、運営

(ウ) 相談ブースの設置、運営

イ 企画・運営に関する業務

(ア) 相談対応者への謝金・交通費等の支払

(イ) 会場使用に係る予約及び経費の支払

(ウ) その他、必要な費用の支払

(エ) その他イベント企画・運営に関する業務全般

ウ 会場の設営・撤去に関する業務

会場のレイアウト及び会場設営・撤去に係る一切の業務を行う(備品の借り上げも含む。)

(ア) 全体装飾

(イ) 清掃及び会場の現状回復、ごみ収集・処分

(ウ) その他会場の設営全般

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、感染防止対策を行うこと

エ 来場者に関する業務

(ア) 来場者誘導

(イ) 来場者の安全確保及び危機管理

(ウ) 来場者の対応業務

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、手指消毒等の感染防止対策を行うこと

オ 諸物品の作成・調達に関する業務

(ア) 運営マニュアルの作成

(イ) スタッフ証(名札)の作成及び配布

(ウ) 依存症啓発パネル等の作成

(エ) その他必要な諸物品の作成及び調達

7 実施計画の策定

次に記す内容が記載された実施計画書を作成し、発注者が別途連絡する日までに提出すること。

(1) 会場の配置及び装飾計画

- (2) 実施計画（内容、タイムスケジュール等）
- (3) その他実施計画に関する業務（打ち合わせへの出席等）

8 依存症にまつわる著名人によるトークショー出演者の要件

6 (1) ア (ア) b の依存症にまつわる著名人によるトークショーは、以下の要件を全て満たす者を出演させること。（なお、著名人の選定について発注者も参画すること。）

- (1) 県民に広く知名度のある者（芸能人等）であること。
- (2) 本人自身、あるいはそのご家族等が依存症に苦しみ、向かい合ってきた経験を有する者、又は、依存症への対応に関する普及啓発に意欲を有する者であること。
- (3) 著名人は2名の出演を想定すること。なお、出演料は一人につき30万円から50万円を想定している。

9 有識者による基調講演出演者の要件

6 (1) ア (ア) c の有識者による基調講演は、以下の要件を全て満たす者を出演させること。（なお、著名人の選定について発注者も参画すること。）

- (1) アルコール健康障害及びギャンブル等依存症等の有識者であること。
- (2) 出演者は1名の出演を想定すること。なお、出演料は5万円から10万円を想定している。

10 留意事項

- (1) 本業務を進める過程において、発注者と十分協議の上、作業を進めること。
- (2) 本業務を確実に遂行するための必要人員（最低限3人以上）は、受注者において配置するものとする。この際、人件費・交通費・宿泊費・食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、全て契約金額に含めるものとする。（県職員のスタッフは、原則配置しないものとするが、業務内容等を勘案・協議の上、配置する場合がある。）
- (3) 設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (4) 本業務に係る物品・役務等の調達の際には、県内の障がい者就労系事業所への発注を検討・実施すること。

なお、障がい者就労系事業所の製品等に関する情報については、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課のホームページ上の『はーとふるTOTTORI』に掲載しているので、活用すること。

『はーとふるTOTTORI』(<http://db.pref.tottori.jp/heartful.nsf/index.htm>)

- (5) 広報等の実施にあたっては、障がい者等に配慮したものとすること。

11 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

- (3) 本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。

1.2 著作権及び肖像権などの権利関係

- (1) 本業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第26条の3、第27条及び28条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を上映し、公共放送し、展示し、頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。
- (4) 成果物の用途上、受注者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

1.3 再委託の制限

- (1) 発注者は、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ文書による発注者の承認を得なければならない。
- (3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の承認をしないものとする。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的かつ軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
- イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (4) 受注者は(2)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にもこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに発注者に対して責任を負わせるものとする。

1.4 完了実績報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、その日から30日以内又は令和7年3月14日までのいずれか早い日までに完了実績報告書（別添様式）に以下の成果物を添付して発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書（A4判、カラー） 1部
- (2) 作成資料・参考資料一式
- (3) 記録映像・画像電子データ（CD-ROM 1枚）
- (4) 収支決算書
- (5) その他必要資料

1.5 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無

償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2)(1)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

16 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

17 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別添様式

完了実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

アルコール健康障害及びギャンブル等等依存症普及啓発業務について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業報告書（A4判、カラー） 1部
- 2 作成資料・参考資料一式
- 3 記録映像・画像電子データ（CD-ROM 1枚）
- 4 収支決算書
- 5 その他必要資料